

令和4年度

室戸市一般廃棄物処理実施計画

室 戸 市

令和4年度 室戸市一般廃棄物処理実施計画

1. 計画の目的

本計画は、室戸市域内における一般廃棄物の処理について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条及び室戸市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第8条に基づき、令和4年度一般廃棄物処理実施計画を策定するものとする。

室戸市域内から発生する一般廃棄物については住民や事業者に分別の徹底による再資源化を啓発普及して減量化を図り、し尿及び生活排水についても適正に処理することで、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

2. 計画期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日

3. 計画区域

室戸市全域 人口：12,319人（令和3年12月31日現在）

4. 一般廃棄物の排出状況及び発生見込

※令和3年度は、令和3年11月まで実績、令和4年度については人口割(97.13%)で試算

(1) 一般廃棄物 (収集量) (単位：t)

項 目		令和元年度 実績	令和2年度 実績	令和3年度 見込	令和4年度 見込
生活排水 (単位：kl)	し尿	6,649	6,548	6,637	6,447
	浄化槽汚泥	4,684	4,712	4,856	4,717
	合 計	11,333	11,260	11,493	11,164
ご み (単位：t)	一般ごみ	3,334	3,155	3,236	3,143
	資源ごみ	590	569	533	518
	粗大ごみ	252	278	274	266
	有害ごみ	0	0	0	0
	合 計	4,176	4,002	4,043	3,927
	埋立ごみ	50	24	40	39

(2) 再資源化計画 (出荷量) (単位：t)

項 目	令和元年度 実績	令和2年度 実績	令和3年度 見込	令和4年度 見込
新聞・雑誌	157	144	129	125
ダンボール	63	66	58	56
布	46	50	46	45
鉄類	103	104	92	89
スチール缶	14	15	14	14
アルミ缶	36	36	32	31
ビン類	72	82	66	64
ペットボトル	27	25	31	30
紙パック	0.5	0.5	0.5	0.5
計	518.5	522.5	468.5	454.5

5. 処理計画及び収集運搬計画

(1) 廃棄物の分別及び排出方法

ごみについては、平成18年度4月よりごみ焼却施設が安芸広域メルトセンター（熔融炉）で処理となったため分別方法を変更し、「ごみ分別ガイドブック」、「ごみ分類表」、「家庭ごみ収集カレンダー」を市内全域の全世帯配布により周知徹底を図り、ごみの分別マナー向上について関係機関等と協力し指導しながら推進する。

①家庭系ごみの分別

種 別	ごみの種類	収集回数	排出形態	収集方法	
一般ごみ	残飯類・紙オムツ・貝・生ごみ・紙くず・生理用品・髪の毛・木くず・小枝 プラスチック・テープ類・ビニール類など	週2回	指定袋		
資源ごみ	缶	週1回	指定缶 かご	ステーション ※直接搬入	
	ビン				飲料用・薬品用・酒類のびんなど
	紙				新聞紙・雑誌・本・ダンボール・紙パックでリサイクル可能なもの
	布				汚れや水濡れがないものに限る
	ペットボトル				飲料用、調味料用ペットボトル
	金属	自転車・ブリキ・トタン類・石油ストーブ・カセットボンベ、スプレー缶、ガス缶等、その他金属類など	月2回	安全に	
粗大ごみ	粗大	傘・割れた食器・テープ類・ゴム靴等	月1回	指定袋	
	大型	タンス・机・長いすなどの大型ごみ	週1回	シール	個別回収
有害ごみ	乾電池	単1・単2・単3・単4乾電池	月2回	透明袋	ステーション
	蛍光灯	丸管・直管・電球型蛍光灯		安全に	※直接搬入
埋立ごみ	瓦・ブロック・土砂等、など			※直接搬入	
収集できないもの	消火器・自動車類（本体・部品・タイヤ・ホイール・バッテリー等。） テレビ・エアコン・洗濯機・衣料乾燥機・冷蔵庫・冷凍庫・パソコン				

②事業系ごみ

事業系一般廃棄物（事業活動で発生した、産業廃棄物以外のもの）は事業者が自らごみの処理をするほか、市に処理申請を行い処理交付決定に基づき一般ごみ、資源ごみ（缶、ダンボール、布、ビン、ペットボトル、新聞紙、雑誌）の処理を市の収集委託業者が収集する。

ただし、医療機関から排出される感染性一般廃棄物については、排出者の責任において処分するものとする。

- ※ 直接搬入・・・地域住民や事業者が一般廃棄物処理施設に一般廃棄物を直接持ち込むこと。
搬入先・・・安芸広域メルトセンター（一般ごみ、粗大ごみ、可燃性大型粗大ごみ等）
当日申請書（室戸市）を受理した上で許可証を発行する。
佐喜浜リサイクルセンター（資源ごみ、有害ごみ、大型粗大シール仮置き分等）
室津埋立処分地（瓦、ブロック）電話にて前日までに申請（室戸市市民課）

(2) 一般廃棄物の処理主体

① 生活排水

ア. 収集運搬

(a) し尿（汲み取り） 室戸市許可業者

許可業者名	保有車両台数
(有) 室戸環衛保全公社	2 t 車 4 台 ・ 4 t 車 1 台
室戸衛生	2 t 車 2 台

(b) 浄化槽汚泥 室戸市許可業者

許可業者名	保有車両
(有) 室戸環衛保全公社	2 t 車 4 台 ・ 4 t 車 1 台
室戸衛生	2 t 車 2 台

イ. 処理

し尿（汲み取り）、浄化槽汚泥は、室戸清浄園において処理し、汚泥の焼却灰については、安芸広域メルトセンターへ搬入し処分する。

② ごみ

ア. 収集運搬

区分	区分	収集運搬	処理
家庭系ごみ	一般ごみ	委託収集	安芸広域メルトセンター
	粗大ごみ		
	資源ごみ	直接搬入	佐喜浜リサイクルセンター (ペットボトル処理施設他)
	有害ごみ		
	埋立ごみ	直接搬入	室津埋立地
事業系ごみ	一般ごみ	委託収集 直接搬入	安芸広域メルトセンター
	資源ごみ		佐喜浜リサイクルセンター (ペットボトル処理他)

イ. 処理

収集運搬は市内 2 業者に委託し、中間処理場に運搬し処理する。

直接搬入は、市民、事業者若しくは許可業者が中間処理及び最終処分場に運搬し処理する。

6. 令和 4 年度ごみ処理実施計画

(1) ごみの分別、減量

① 分別の徹底

- ・令和 4 年度家庭ごみ収集カレンダーを配布し、収集日と大まかな分別について周知を行う。
- ・品目ごとの分別や出し方のワンポイントを掲載している「ごみ分別ガイドブック」は平成 24 年度の改定が最後となっているため、内容及び構成の見直しを行い、より一層わかりやすいガイドブックを作成する。
- ・室戸市ホームページや広報を活用し、分別に関する疑問が多いと推測される品目について、詳しく掲載する。

- ・エコリサイクル活動実施団体（羽根～佐喜浜地区までの9団体）に交付金を交付し、各地区のごみステーション等の維持管理及び清掃、ごみの分別指導を行ってもらう。
（令和4年度 室戸市エコリサイクル活動交付金）

②生ごみ処理器具の普及、生ごみの減量

- ・塵芥類を減量・堆肥化するため、コンポスト、生ごみ処理器（電気式）など機器購入者に対する補助金事業を実施、啓発活動に努める。（平成27年5月より室戸市ごみ減量化促進事業費補助金補助率等1/2以内、上限30,000円）
令和4年度も、地域住民に周知をし、コンポスト、生ごみ処理器の購入に対する補助により積極的に普及に取り組んで行く。（令和4年度 室戸市ごみ減量化促進事業費補助金）

③ワンウェイプラスチックごみの削減

- ・日本は米国に続き1人当たりのワンウェイプラスチックごみの年間排出量が世界で2番目に多いと指摘されたこともあり、プラスチックごみに対する対策が重要とされている。また新型コロナウイルスの影響もあり、テイクアウトを利用する人も増え、スプーン、ストロー、飲料カップ、レジ袋、トレイ等の使用量がさらに増えている。マイカップやマイバックの使用でプラスチックごみを大幅に削減できるため、ホームページや広報で周知を行う。
※ワンウェイプラスチックとは、プラスチック製容器包装や食器類、飲料等のペットボトル類の通常1度の使用でその役目を終えるものをいう。

④ごみステーションの美化推進

- ・収集日以外のごみ出し禁止（違反シール）、指定袋での排出の徹底を行う。
エコリサイクル活動実施団体（9団体）に、ステーションの維持管理及び清掃、ごみ分別指導を行ってもらう。
地域住民からの要請があれば、各ステーション等で、分別指導、各講演活動を行う。

（2）不法投棄防止対策、環境教育・啓発活動

①不法投棄監視

- ・不法投棄が山間部をはじめ周囲の目が届かない場所に廃棄されているのが現状である。市民に分別など出し方の徹底と、住民がマナーを守る意識を持ち自分たちの地域を不法投棄から守る意識の啓発に取り組んで行く。
不法投棄パトロールの委託等により定期的に市内全域をパトロール、回収等により不法投棄防止対策を行う。

②地域環境美観活動

- ・交付金事業を活用して、地域の環境に配慮した活動を行う団体に対して、地域の環境活動の広がりが見込まれる活動、環境に配慮した取組の認められる活動の推進に努める。
（令和4年度 室戸市地域環境美観活動交付金上限30,000円）

(3) 災害廃棄物対策

- ・大規模地震や津波の際はがれき等の廃棄物が大量に発生するうえ、交通網が遮断され、通常の生活ごみについても収集、処理が困難になる。また、避難所で発生するごみ、し尿など様々な問題が生じることが想定されるため、これらに備えるための処理計画を平時から策定しておく必要がある。そのため「室戸市災害廃棄物処理計画」を策定してあるが、より内容を確かなものにするためのバージョンアップ版を作成する。

(4) その他

- ・既存の指定ごみ袋のサイズ（大・小）に加え、新たに特小サイズを導入する。
既存のサイズでは大きさ、重さのため持ち運びに苦労している高齢者等もいるが、小サイズ（縦80cm×横40cm）よりひと回り小さい特小サイズ（縦60cm×横40cm）を作成することで、一人暮らしの高齢者等が持ち運びしやすく衛生環境の向上に繋がると考えられる。

7. 廃棄物処理施設の概要（室戸市関連施設）

（1） 安芸広域市町村圏事務組合

① ごみ処理施設

施設名	安芸広域メルトセンター
所在地	安芸市伊尾木字黒瀬谷山奥4034-1
処理方式	シャフト炉式（高温ガス化直接熔融）
処理能力	80 t／日（40 t／日×2炉）

（2） 室戸市

① し尿処理施設

施設名	室戸清浄園
所在地	室戸市室津2257番地
処理方式	好気性消化方式・活性汚泥法処理方法＋高度処理方式
処理能力	35 kℓ／日

② ごみ処理施設

1) 中間処理施設

ア 施設名	佐喜浜リサイクルセンター
所在地	室戸市佐喜浜町3966-1
処理方式	金属圧縮・破砕・切断
処理能力	圧縮8 t／日 破砕4 t／日 廃材切断機5 t／日
イ 施設名	ペットボトル施設
所在地	室戸市佐喜浜町3370-1
処理方式	圧縮・梱包
処理能力	100 kg/h

2) 最終処分場（一般廃棄物）

施設名	室津埋立地（平成8年開始～）
所在地	室戸市領家
埋立面積	4,730 m ²
埋立容量	19,800 m ³
残余容量	1,471 m ³
埋立方法	安定型埋立

資料

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(一般廃棄物処理計画)

第6条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- (2) 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- (3) 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- (4) 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- (5) 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

3 市町村は、その一般廃棄物処理計画を定めるに当たっては、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない。

4 市町村は、一般廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

○室戸市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例

(一般廃棄物の処理計画)

第8条 市長は、法第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画を策定し、公表しなければならない。

2 一般廃棄物処理計画は、基本的事項について定める基本計画及び基本計画実施のため必要な各年度の事業について定める実施計画に分けて定めるものとする。

(審議会)

第9条 市長は、一般廃棄物の減量推進及び適正処理等の円滑な事業運営を図るため、次に規定する事項について、室戸市環境審議会条例(平成9年条例第16号)の規定による室戸市環境審議会に諮問し、その意見を聴くことができる。

- (1) 一般廃棄物の減量対策に関すること。
- (2) 一般廃棄物の資源化及び再利用に関すること。
- (3) 一般廃棄物処理計画に関すること。
- (4) その他特に市長が必要と認める事項